

# 訴状（訂正）

令和2年9月28日

山形地方裁判所民事部 御中

原告 天羽優子

〒990-8560 山形県山形市小白川町1-4-12（送達場所）

山形大学理学部

原告 天羽優子

電話 023-628-4730

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目3番14号博進ビル

被告 株式会社ウルフアンドカンパニー

上記代表者代表取締役 大竹 誠一

債務不存在確認・損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金180万円

貼用印紙 金14,000円

予納郵券 6,000円

## 請求の趣旨

1. 2020年6月3日に公開された、BuzzFeed Newsの記事「大量に商品が出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学者「一番怖いのは...」（別紙目録記載，甲第1号証と同じ）において，原告が行ったコメントが，被告に対する，発言の撤回及び被告の商品の安全を宣言する債務，並びに金銭的債務の発生原因とならないことを確認する。
2. 被告は原告に対し，金20万円を支払え。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告は、山形大学理学部の準教授の天羽優子で、専門は溶液、液体の化学物理で、主に化学コースで教育・研究を担当している。基盤共通教育では「科学リテラシー(化学A)」を担当し、1999年から「水商売ウォッチング」というウェブページを制作し、水や水溶液に関わる科学を装った怪しい言説を指摘することを続けている。20018年からは、適格消費者団体の消費者市民ネットとうほくの検討委員を務めている(検討委員のうちで唯一の理系の専門家である)。
- 2 被告は、次亜塩素酸水製造装置および噴霧装置の販売を主に行っている、株式会社ウルフアンドカンパニーである。

### 第2 被告による、原告への発言撤回要求と提訴の予告

- 1 2020年の1月に、新型コロナウイルス(COVID-19)の国内感染者が見つかった。その後、国内での感染者や重症患者の増加に伴い、さまざまな感染拡大防止策が提案されることになった。その中の一つに、次亜塩素酸水という、消毒作用があるとされる液体を、加湿器等に入れて空間噴霧することで感染症の対策を行うという商品が世の中に出回った。一般に、消毒作用のあるものを感染症対策として空間噴霧することは、効果と安全性の両面に問題があるため、行わないことになっている。これを踏まえて、原告は、BuzzFeed ジャパンからの取材に応じた。

原告への取材の結果は、「大量に商品が出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学者「一番怖いのは...」」という記事の中で「一方で、山形大学の天羽准教授も、噴霧した次亜塩素酸水を「吸入してはいけない」と声をあげる。研究室のHPにおいて、次亜塩素酸水が「消毒薬は、程度の差があるだけで、人体にとっては劇物や毒物である。従って、菌やウイルスとだけ反応して、人体とは反応しないような、都合の良い消毒薬は存在しない」と注意喚起する。たとえ消毒用アルコールであっても、長時間にわたって指先を浸したり、何回も使用したりすれば手荒れを起こす。目や鼻の奥などの粘膜に触れたら刺激が強く、炎症を起こしてしまう。その蒸気を吸ってれば、肺を痛める恐れもあるのだ。噴霧しても「安全」と謳う商品について、「安全なかわりに殺菌に有効な濃度が出ていないのではないか。もしくは、安全性の確認の実験が甘いかどうかではないか」と BuzzFeed News に話した。「消毒薬

のミストでどうにかできるなら、とつくに病院が実践しているはずです」天羽准教授は、次亜塩素酸水が有用ならば、政府から安全に、確実に使う方法が近々決まるはずだ。だから、今は使うべきではなく、病院でも使えるようなマニュアルが発表されてから手を出すべきだという考えだ。医療現場においては、人がいる空間において消毒薬の噴霧は推奨しないのが「原則」だとしたうえで、「まずは原則に従うのが当然なのである。マニュアルとして確立するまでは、その消毒方法は無効と判断するのが、安全側に振った考え方」と推奨している。」のように書かれた（甲第1号証）。原告が直接主張した部分に下線部を引いた。

この記事は、Yahoo ニュースでも読めるようになった。

- 2 被告は、2020年6月14日に、原告に「貴殿の次亜塩素酸水のYahoo ニュースの件苦情抗議 と貴殿裁判の提起準備の件4」という件名でメールを送信した。その中で、被告の扱っている「無塩 次亜塩素酸水」について、「当社の加盟団体での病院での納入実績がございます。貴殿の病院がとつくに病院が実践しているはずの根拠が崩れます。」「当社は、正しい方法で作られた次亜塩素酸水空間噴霧の安全性のエビデンスを2つ所持しています。北里と岡山大学です。また手指の除菌の有効性に関するエビデンスを1つ持っています。」と書き送った。さらに、「当社及び正しい方法で次亜塩素酸水を製造している会社に対して、貴殿は営業妨害、業務妨害をしています。貴殿が望めば、メールにて送ります。貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。私は弁護士無で裁判が行える能力を持っています。裁判所は当社の本社のある埼玉県越谷市の簡易裁判所です。ご回答をお待ちしております。」と述べた（甲第2号証）。被告のいう「Yahoo ニュースで」というのは、甲第1号証の記事がYahoo ニュースからも読めたため、被告がそちらを見てメールを書いたものである。
- 3 原告は、2020年6月15日に、被告に対してメールで返信し、次亜塩素酸水噴霧について、エビデンス（科学的な根拠）となる資料があれば示すよう求めた。また、最初に受信したメールの件名が「貴殿の次亜塩素酸水のYahoo ニュースの件苦情抗議 と貴殿裁判の提起準備の件4」であって、1～3までが届いていなかったもので、残りのメールについて再送信を求めた（甲第3号証）。
- 4 被告は、2020年6月16日に、原告に対して、「メール添付で3つのエビデンスを送ります。次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性2つ手指の除菌の有効性1つ」と書いたメール（甲第4号証の1）に、ファイルを添付して送信した。添付されたファイルは、「微酸性電解水ミストのラットに対する暴露試験」と題する論文（甲第4号証の2）、「ラットにおける噴霧弱酸性次亜塩素酸水吸入による血液一般及び生化学値に及ぼす影響」という検索結果（甲第4号証の3）、「次亜塩素酸水で新型コロナ不活化」という沖縄タイムスの記事（甲第4号証の4）、スプレーボトルの写真（甲第4号証の5）であった。

- 5 被告は、2020年6月16日に「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げること考えます」と書いたメール（甲第5号証の1）を送信し、「無塩の次亜塩素酸水とは」というタイトルの、一般社団法人日本微酸性電解水協会名義の文書を添付した（甲第5号証の2）。
- 6 被告は、2020年6月16日に「同じメディアで次亜塩素酸水を「不安商法」と述べた京都女子大学名誉教授が、代理人を通じて「話し合い解決」を望む内容証明便が届いたので、その文書に対する反論を述べたものを添付します。」とのメールを送信し（甲第6号証の1）、反論の文書（甲第6号証の2）を添付した。
- 7 原告は、被告から送られた資料を精査した。その結果、どれも、科学的に十分な根拠と言えるようなものではなかったため、2020年6月19日に、被告への返信のメール（甲第7号証の1）に、回答を添付して（甲第7号証の2）送信した。返信の内容は、甲第1号証で発言した内容を取り消すことはせず、被告の扱う商品について安全であることを認める内容でも無かった。被告は一貫して、原告が被告の主張を受け入れなかった場合、訴訟によって解決する旨書き送っていたが、原告が被告の要望を全く受け入れないという内容を送った後は、特に何も返信がなかった。
- 8 原告は、5営業日において、2020年6月25日に、訴訟の日程をどうするつもりかを問い合わせるメールを被告に送信した（甲第8号証）。これに対する被告の回答は、裁判所の門のところで撮影した自撮り写真を添付したメールで、「時間ができたら適切な時期に。」「写真は、度々行く裁判所前での記念撮影です。（写真転載禁止）7月は地裁で2100万円請求の損害賠償事件1件、簡易裁判所で簡単な事件1件、の予定が入っています。いずれも弁護士無しです。弁護士付きの被告や弁護士をいつも涙目にしています。^^」というものであった（甲第9号証）。
- 9 そこで原告は、提訴の予告を取り下げるか、予告通り原告を提訴するかを二週間以内に決定すること、どちらも行われなかった場合は原告が被告を提訴する、という内容の通知書を、2020年7月1日付の内容証明郵便にて送付した（甲第10号証）。
- 10 被告は、2020年7月6日に、原告に対してメールで「明日は法廷で私が2100万円の損害賠償を求めている被告と弁護士をオラオラして涙目にさせてきます。当然、私は弁護士無しです。そこら辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。弁護士は文書では強い事書きますが、法廷で会うとへなちょこばかりですね。文武両道の私とは違います。越谷の裁判所の裁判官の部屋を知っています。関係者以外知らないのですが、何故か私は知っています。越谷の裁判所では、私が法廷に行くと厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつけた職員が立ちます。」というメールを送信した（甲第11号証の1）。さらに「追伸ですが、立川中央病院に連絡して何かしたみたいだけど、医学博士の集う病院に命令できるのは、厚生労働省だけですからね。名も無い、門外漢の学者は余計な事しない

でくださいね。迷惑です。」というメールを送信した（甲第 11 号証の 2）。

### 第 3 被告の主張に根拠が無く、かつ、被告が原告を脅したこと

- 1 原告が BuzzFeed の取材の応じて行ったコメントは、消毒について、病院で使われている標準的な方法に沿った内容に過ぎない。たとえば、病院で行う、指定感染症ごとの消毒方法について書かれた「消毒と滅菌のガイドライン 2022 年版」（甲第 12 号証）の 15 ページ（書証の 2 ページ）には「空気中の微生物を殺菌する目的で、消毒薬を噴霧してはならない」と書かれている。同じく 16 ページ（書証の 3 ページ）には、飛沫感染対策について「また、空気感染と同様に飛沫感染に対しても消毒薬を用いた有効な対策は実証されていない。消毒薬の散布や噴霧は行わない。」と書かれている。

消毒薬は、化学反応によって微生物を殺したりウイルスを不活化したりするものであり、相手を選ばずに反応するという性質がある。このため、人体に接触させると毒性を示す。一般に、この毒性は、消毒作用と表裏一体の関係にあり、濃度が十分薄かったり接触時間が短かったりすると、毒性が無いか、少ないかわりに消毒作用も期待できず、逆に、消毒に有効な濃度と接触時間では、人体に有害である。原告の主張は、この標準的な原則に沿っただけのものである。

原告は、商品や企業を特定せずに、消毒についての原則を述べたに過ぎず、被告の商売とは相容れない内容であったとしても、被告が原告に対して被告の扱う特定の商品について安全であることを公表しろと要求するのは筋違いである。原告にはそのような要求に応じる義務はない。

- 2 被告は、「除菌コンサルタント」を自称しているが（甲第 2 号証）、そうであるなら病院で使われている消毒・滅菌法について、たとえば甲第 12 号証の内容程度のことは知っていて当然であり、「消毒薬の空間噴霧」が、標準的な消毒法からは逸脱したものであるという認識もあつたはずである。逸脱した消毒方法をわざわざ他人に勧める商売をしているのであるから、取材に際して逸脱を指摘する内容を述べた原告に対して、営業妨害や業務妨害を主張するのは（甲第 2 号証）正当性を欠く。
- 3 被告は、原告の発言が「業務妨害」であると主張している（甲第 2 号証）。業務妨害とは、刑法 233 条と 234 条にあるように、「威力」「偽計」「虚偽の風説の流布」の三種類に限られる。原告が取材に応じて意見を述べたことは、威力にも偽計にもあてはまらない。また、病院で使われている標準的な消毒方法に沿った内容、つまり現在の科学的知識の範囲で真実を述べたのであるから、「虚偽に風説の流布」にもあてはまらない。

被告は、被告が係争中の訴訟について「当然、私は弁護士無しです。そこら辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。」（甲第 11 号証の 1）と原告に書き送った。被告は、弁護士並みの法律知識があると主張しているので、「業務妨害」が刑法で

のみ使われる用語であることも当然知っていたはずである。その上で、原告に対して「業務妨害」を主張したということは、原告の主張が刑法に違反しているので法的措置をとる、ということを示したことになる。理由のない刑事告訴を、法律の知識が豊富であることとともにほのめかすというのは、脅す行為に他ならない。しかも、被告は、法的措置について「時間ができたら適切な時期に。」(甲第9号証)と述べ、意図的に、いつでも法的措置をとるぞという状態に原告を置いておこうとしている。

- 4 被告は、次亜塩素酸水の噴霧が安全であることの根拠(エビデンス)として、「微酸性電解水ミストのラットに対する暴露試験」なる論文を示した(甲第4号証の2)。

医学・健康に関する研究については、信頼性を評価するための基準が広く知られている。たとえば、体験談だけでは信頼できないし、動物実験ではヒトと異なる結果になることも知られている。そういった基準をまとめたものの一つが、「食べ物とがん予防」という本に出ている「健康情報を評価するフローチャート」(甲第13号証、3ページ、元の書籍で17p)である。これは、疫学の専門家によるものである。このフローチャートに、被告の示した甲第4号証の2をあてはめてみる。

まず、論文になっているので、具体的な研究に基づいており、ステップ1は通過する。しかし、実験対象がラットのみなので、ステップ2の判断で「動物実験や培養細胞→「有害作用」についての研究は、それなりの注意を払う。「利益」についての研究は、人間にあてはまるとは限らないので、話半分に聞いておく(終わり)」となる。つまり、ヒトに対する有効性や安全性を示すエビデンスとしては不足しているという結論になる。

この論文では、次亜塩素酸水を農薬の代わりとして噴霧する作業などを想定している。著者らは、論文の6ページ目で「しかし、一般的にラットとヒトでの種差は約10倍の開きがあると考えられていることから、安全性を考慮して電解水の使用時には通常の農薬散布で用いるマスクを使用するなど吸入量を減らすことが必要である。」と述べている。

被告は、この論文が、次亜塩素酸水の安全性を示す根拠だと主張した。確かに、噴霧によってラットに影響は出ていない。しかし、論文の著者らは、ラットとヒトの違いを考慮した上で、安全のためにマスクを着用し吸入量を減らすべきだと述べているのである。この記述を素直に読めば、ヒトが吸入する条件で、次亜塩素酸水を空間噴霧すべきではないということになる。従って、被告が示したこの論文は、被告の扱っている次亜塩素酸水噴霧装置が安全であることの根拠にはならない。

- 5 被告は、次亜塩素酸水の噴霧が安全であることの根拠(エビデンス)として甲第4号証の3の内容を示した。これは、論文の検索結果と抄録である。タイトルから判断すると、実験対象はラットであってヒトではない。従って、甲第13号証のフローチャートのステップ2で、「人間にあてはまるとは限らないので、話半分に聞いておく(終わり)」という判定になる。「安全性の高い施設内空間消毒剤として活

用できる可能性が示唆」とあるが、著者の一人の所属が動物実験施設であることから、実験動物を飼育する部屋で用いることが想定されていることが推察でき、ヒトが吸入する条件で用いることは想定されていないことが読み取れる。従って、被告の扱っている次亜塩素酸水噴霧装置を、ヒトが吸入する条件で使用しても安全である、ということの根拠にはならない。

- 6 被告は、沖縄タイムスの記事を、次亜塩素酸水の噴霧が安全であることの根拠（エビデンス）だと主張した（甲第4号証の4）。しかしこれは新聞報道に過ぎず、記事からは、学会発表されたことや論文が出たことは読み取れない。書かれている内容は試験管内の実験であり、動物実験ですらない。甲第13号証のフローチャートを適用すると、最大限好意的に解釈してもステップ2どまりである。試験管内のウイルスと混合して不活化効果を確認しただけであり、実験結果は、空間噴霧したときの有効性・安全性とは全く関係がない。従って、被告の扱っている次亜塩素酸水噴霧装置の安全性の根拠になり得ない。
- 7 被告は、次亜塩素酸水の噴霧が安全であることの根拠として、はま寿司の店舗で撮影（店舗の具体的な場所は不明）した写真を示した（甲第4号証の5）。これは、手指を消毒するためのスプレーボトルの写真である。手指に振りかけて特に害が無かったとしても、空間噴霧して吸入した場合に安全かどうかは無関係である。手指の表面は死んだ細胞で覆われているので、弱い薬品であれば耐えられるが、気管支や肺の粘膜は生きた細胞なので、手指と同じに考えることはできない。従って、この写真は、被告の扱っている次亜塩素酸水噴霧装置の安全性の根拠にならない。
- 8 被告は、「立川の病院が7年前から空間噴霧していて、原因不明の熱を出す患者が減ったと言っています」と述べた（甲第5号証の1）。「立川の病院」とは、立川中央病院のことで（甲第11号証の2）、確かに、感染症予防と称して次亜塩素酸水の噴霧を行っているという記載があった（甲第14号証）。しかし、なにがしかの効果があったという根拠を示す資料はどこにもなく、学会発表や論文で発表したという情報も見当たらなかった。

原告は、立川中央病院に、設置の経緯と、発熱が減ったという結果についての学会発表あるいは投稿論文があるかどうかを問い合わせたが、今に至るまで何の回答も得られていない。病院が目玉として宣伝している噴霧であるのに、論文の一つも存在しないというのは奇妙なことである。

被告は、立川中央病院の噴霧事例をもって、原告の主張「消毒薬のミストでどうにかできるなら、とっくに病院が実践しているはずです」が成り立たないと主張する。しかし、学会発表や論文の一つですら示せないのであれば、根拠無く噴霧している問題事例であって、医学的な常識や標準的な消毒方法に基づいたものではなく、特異な見解に基づく噴霧であると言わざるを得ない。一方、原告が取材ので主張したのは、ほとんどの病院が採用している標準的な消毒方法に沿ったものである。立川中央病院の一例をもって、原告の主張への反論の根拠とすることは妥当ではない。

- 9 被告は、参考資料として「無塩の次亜塩素酸水とは」という、一般社団法人日本微酸性電解水協会名義の文書を示した（甲第6号証の2）。

内容を見ると、噴霧に問題がないとか、除菌やウイルス抑制に効果があったということがまとめられている。しかし、文書中に、学術雑誌に投稿され査読を受けて掲載された文献が全く引用されていない。自然科学では、この程度の解説を書いた場合は、引用文献が少なくとも数十程度は含まれるのが普通である。この文書だけでは、書かれている内容のそれぞれについて、誰が、どんな条件で実験したのか、元になった文献までたどり着くことができないため、全く不明である。つまり、効果の根拠としても安全性の根拠としても情報が全く足りないのである。

さらに、原告がこの文書を受け取って、日本微酸性電解水協会のウェブサイトを見に行ったところ、この文書についての情報が無かった。そこで、文書がどこに掲載されているのか、原告は協会に問い合わせた。その結果、2020年6月17日には、まだ内容が定まっておらず、経済産業省とやりとりして内容を確定させるつもりであるということがわかった（甲第15号証）。つまり、被告は、日本微酸性電解水協会が内部で検討中で、内容が定まっていないものを、主張の根拠として示してきたのである。この資料では、被告の扱っている噴霧装置の安全性の根拠にならない。

- 10 被告のウェブサイトには、次亜塩素酸水の効果として、「1 石鹼やアルコールより強い除菌力。石鹼やアルコールではノロウイルスでは除菌できません。石鹼やアルコールがノロウイルスに効果が無いとすると、新型コロナウイルスに石鹼やアルコールが効果あるかどうかは疑問です。ただし、新型コロナウイルスは新しいウイルスなので、微酸性電解水が効くとはエビデンス（科学的証明）が無いですが旧コロナウイルス SARS を除菌できるというエビデンスはあります。微酸性電解水はこれまで様々な除菌力があると証明されてきました。細菌、ウイルス、カビ、大腸菌 O11、O157、サルモネラ菌、インフルエンザウイルス、ノロウイルス、旧コロナウイルスの SARS などです。」、「2 強い安全な除菌水であること。厚生労働省では微酸性電解水を食品添加物と認定しています。アルコールよりも手肌に優しく強い臭いが無くストレスを感じません。もし誤飲しても全く問題ありません。なので、噴霧器や加湿器での空間除菌がとても効果があります。うがいによる口腔内殺菌も可能です。」、「3 当社は無塩の微酸性電解水を推奨しております。病院内、クリニック内、老人ホーム、ショッピングセンター、オフィス、官公庁市町村役場などでも微酸性電解水活躍できます。日本微酸性電解水協会の見解です。」とある（甲第16号証の1、甲第16号証の2）。

「2020年版 消毒と滅菌のガイドライン」には、ノロウイルスの消毒方法として、「比較的小さい範囲であればアルコールを使用することも可能である。」、「トイレ（洋式トイレの便座、ドアノブ、フラッシュバルブ）などの消毒では、消毒用エタノールでの清拭がより適している。（中略）ただし、ノロウイルスに対するアルコールの効果はやや弱いので、2度拭きでの対応が望ましい」、「嘔吐物な

どで汚染した場合は、流水と石けんによる手洗いを行う。流水と石けんによる手洗いを2回繰り返すとさらに効果が高い。」とある（甲第12号証4ページ、5ページ）。しかし、被告は、「石けんやアルコールではノロウイルスは除去できません」と、明らかに事実と反する内容を宣伝し、被告の商品の購入へと誘導している。実際には使える消毒方法である石けんやアルコールについて、消費者に嘘を伝えて疑念を抱かせ、被告の商品へと誘導する宣伝は、不安商法と呼ぶべきものである。

次亜塩素酸水は薬機法の承認を経ていないので、医薬品ではない。現状では、強酸性電解水製造装置でクラスII医療機器の認証を得たもののみが医療機器であり、その他の次亜塩素酸水製造装置も噴霧装置も医療機器ではない。医薬品・医療機器ではないものが、効果効能についてどの程度まで宣伝が可能かということを示すガイドラインとして、旧薬事法に準拠して書かれたものの一つが「家電品の表示に関連する「薬事法等」についての解説」である（甲第17号証）。このガイドラインは旧薬事法に対応したものであるが、改正薬機法でも、広告規制の部分は変更されていないので、改正後もガイドラインとして参照できるものである。

医薬品に該当しないものに対して不可とされた表示の例として「消毒」「感染防止」「特定の病原菌（例：大腸菌）に対する除去、抑制等の効果」「特定の感染性物質（例：インフルエンザウイルス）に対する除去、抑制等の効果」があげられている（甲第17号証3ページ）。また、表示できるのは、「抗菌、除菌効果のみを標ぼう」に限られていること、「抗菌」「除菌」は用語としては使用可だが表現によっては「殺菌」「消毒」の意味になり、不可となる場合もあるので注意すること。」の記載がある。

被告のウェブサイトでは、石けんやアルコールという消毒作用を持つものの代用品として微酸性次亜塩素酸水を薦めている。従って、被告のいう「除菌力がある」とは、「殺菌」「消毒」の意味であると消費者を誤認させることになり、薬機法に定められた宣伝の範囲を逸脱している。さらに、被告は、「細菌、ウイルス、カビ、大腸菌O11、O157、サルモネラ菌、インフルエンザウイルス、ノロウイルス、旧コロナウイルスのSARS」と、特定の病原菌や感染性物質を並べて効果があると表示しており、明らかに、薬機法の表示規制を逸脱している。「噴霧器や加湿器での空間除菌がとても効果があります。」とあるが、人が吸入する条件での噴霧についての安全性の根拠は無いので、消費者に宣伝すべきではない。「うがいによる口腔内殺菌も可能です。」は、食品添加物殺菌料の使用用途を逸脱しており、医薬品・医薬部外品でもない雑品の表示で人体への殺菌効果を謳うことは薬機法の表示規制に違反している。

被告が、専門家である原告に向かって、被告の製品について安全であると公言せよと要求することは、原告に対して、薬機法違反の宣伝に加担せよと言うに等しい。なぜなら、専門家が特定の商品について「安全である」と言えば、消費者がそれを信じて買うことが予想されるからである。被告は、自らが行っている不

安商法で、かつ違法な宣伝に、専門家である原告を加担させるために、訴訟を持ち出して脅したのである。

- 1 1 最初に、原告に向かって、被告の取り扱う商品について原告が安全だと言わなければ提訴する、と言い出したのは被告の方である。原告は、被告の主張の科学的な内容について専門家として反論し、安全だと言うつもりもないし、取材記事の発言内容を取り消すつもりもないことを通知した（甲第7号証の2）。これは、被告が言うところの提訴の条件を満たしたことになる。しかし、被告からの提訴の連絡が無かったので、問い合わせたところ、被告からの回答は、「時間ができたら適切な時期に。」（甲第9号証）という、どこまで本気で訴訟するつもりがあるのかわからない不誠実なものであった。

2020年6月26日になって、厚生労働省・経済産業省・消費者庁が合同で、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について発表した（甲第18号証）。この発表の中で、「手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用してください。」と明記されたことから、「医薬品」「医薬部外品」ではない次亜塩素酸水を手指消毒に用いるべきではないことがはっきりし、被告が示した甲第4号証の5は、我が国における新型コロナ感染防止対策としては、否定されたことになる。空気中のウイルス対策についても、「なお、人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。」という見解が出され、被告の販売する次亜塩素酸水噴霧装置が安全だという主張ができる状況ではなくなった。

空間噴霧についてはさらに補論として項目が立てられ、「世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、また、「路上や市場と言った屋外においてもCOVID19やその他の病原体を殺菌するために空間噴霧や燻蒸することは推奨せず」「屋外であっても、人の健康に有害となり得る」としています。また、「消毒剤を（トンネル内、小部屋、個室などで）人体に対して空間噴霧することはいかなる状況であっても推奨されない」としています。（5月15日発表）また、米国疾病予防管理センター（CDC）は、医療施設における消毒・滅菌に関するガイドラインの中で、「消毒剤の（空間）噴霧は、空気や環境表面の除染方法としては不十分であり、日常的な患者ケア区域における一般的な感染管理として推奨しない」としています。」「これらの国際的な知見に基づき、厚生労働省では、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしていません。薬機法上の「消毒剤」としての承認が無く、「除菌」のみをうたっているものであっても、実際にウイルスの無毒化などができる場合は、ここに含まれます。」、次亜塩素酸水の噴

霧について「次亜塩素酸水」の空間噴霧で、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点で、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。」とされた。つまり被告が扱っている次亜塩素酸水の噴霧装置が安全だ、と主張する根拠が、所管する複数の監督官庁によってほぼ完全に否定されたのである。

省庁の合同発表があったので、原告は、被告に対し、訴訟の予告を撤回するか、あるいは提訴するかを選択を求めた（甲第10号証）。これに対する被告の回答は、「貴殿が待てないのであれば、どうぞご自由に訴訟の提起をしてください。」（甲第11号証の1）というものであった。つまり、被告は、訴訟の予告を撤回する意志がなく、省庁合同発表で噴霧は推奨しない、人の吸入には注意が必要、と述べられているにもかかわらず、原告に対して、被告の商品は安全であると表明せよという要求を取り下げつもりも無いのである。

いつ訴訟になるかわからない状態のまま、原告を放置し続けるということは、被告の主張を原告が受け入れなかったことに対する嫌がらせでしかない。

- 12 さらに、被告は、裁判所での自身の振る舞いについて、「文武両道の私とは違います。越谷の裁判所の裁判官の部屋を知ってしまして、関係者以外知らないのですが、何故か私は知っています。越谷の裁判所では、私が法廷に行くときと厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつけた職員が立ちます。」と述べている（甲第11号証の1）。

裁判を行うに際して、「文武両道」というのは社会通念上想定しがたい。「文」の方は書面の製作や法的な主張立証を意味するので必須であるが、裁判所で「武」は常識的に考えて不要である。もし「武」が出てくるとしたら、それは、裁判所でまで何らかの暴力的な行為を行うという予告に他ならない。

裁判所の建物内の配置図を示している裁判所はありふれているので、裁判官の部屋を知っていることは特別でも何でも無いし、関係者以外でも知ることは可能である。被告が裁判所に行くと、「裁判官の部屋の前に防塵手袋を着けた職員が立」ということが事実であるならば、被告が、過去に、凶器になりそうなものを携えて裁判官の部屋に押しかけたことがあり、結果として警戒されるに至ったという主張に他ならない。「私が法廷に行くときと厳戒態勢」も同様で、法廷が厳戒態勢になるような裁判というのは、反社会的団体の関係者の裁判や、カルト宗教団体がからんだ裁判である。つまり、被告は、原告に対し、被告が裁判所においても、反社やカルト団体のような暴力的な振る舞いをしてきたと主張している。

これは、原告に対しても、訴訟の際にはそのように振る舞うつもりがあるという、暴力行為を暗示した脅しに他ならない。

#### 第4 生じた損害

そもそも、次亜塩素酸水の殺菌効果や噴霧の是非については、科学的な議論のみを行えば十分であった。しかし、被告は、次亜塩素酸水の空間噴霧に批判的な意見を変えさせるために訴訟を予告して圧力をかけた。原告が受けた取材記事中には、被告も、被告の取り扱っている具体的な商品の名前も登場せず、内容を読んでも被告と結びつくものは何も無かった。にもかかわらず、被告は、業務妨害を主張し、訴訟するぞと脅して、被告に有利な見解を原告に公表させようとした。もちろん、被告にそのようなことをする権利も無いし、原告がそうしなければならない義務もない。

原告は、訴訟に対応するための準備、証拠の整理、調査のため手間が生じ、それに付随した精神的負担も生じた。これは、被告が、権利の無いことを原告に行わせようとして生じたものであり、不法行為である。これらの損害を金額に換算すると二十万円を下回ることはない。

#### 第5 提訴に至った理由

以上に述べたように、被告は、原告に対して、被告の扱う次亜塩素酸水噴霧装置の違法な宣伝に加担しなければ訴訟するとの主張を撤回していない。原告は、いつ来るかわからない訴状を待ち続けるという不安定な状態におかれている。被告が、訴訟の予定を引き延ばそうとしているので、不安定な状態を解消し、かつ、被告の主張には理由が無いことを確定させる必要が生じた。

原告が、被告から受け取った一連の訴訟恫喝のメールを公開して批判していたところ（甲第19号証）、当該ページを削除するように求めた（甲第20号証）。原告が削除を拒否したところ、著作権法違反を理由に被告が越谷簡易裁判所に原告を提訴し、さいたま地方裁判所に移送されることとなった。被告が、正当な批判を訴訟で封じるという姿勢を崩さず、実行するということが明らかになったので、被告が訴訟を行いそうなものについて、債務不存在確認の訴えを提起しておくことは、被告によるさらなる訴訟を増やさないために必要なことである。さらに、被告は、産婦人科医である訴外吉村医師がYouTubeに次亜塩素酸水噴霧を止めるよう促す動画を投稿したことについても、原告に対して行ったのと同様の訴訟恫喝を行っている（甲第20号証の1～3）。従って、被告が繰り返し行った訴訟恫喝に意味が無いことを確定させることは、原告にとってのみならず、同様の恫喝を受けている他の次亜塩素酸水噴霧に懐疑的な科学者や医師にとっても意味のあることである。

よって、原告は、次亜塩素酸水噴霧の安全性を被告に対して表明する義務が無いこ

とと、次亜塩素酸水噴霧に対する批判が被告に対する営業妨害にあたらぬこと、及び被告の行為によって生じた損害について、法的に確定させることを求めて提訴するものである。

以上

## 証拠方法

別紙証拠説明書に記載の通り。

## 添付書類

1. 訴状副本 1通
2. 甲号証正本 1通
3. 甲号証副本 1通
4. 証拠説明書正本 1通
5. 証拠説明書副本 1通
6. 履歴事項全部証明書 1通